

ICJ GOLD

追加型投信／国内／資産複合



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	国内	資産複合

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式、商品)) 資産配分変更型)	年1回	日本	ファミリーファンド

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]
キャピタル アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第383号
 設立年月日：2004年1月26日
 資本金：280百万円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額：49,545百万円
 (資本金、運用純資産総額は2021年12月末現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]
三井住友信託銀行株式会社

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行うICJ GOLDの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年2月14日に関東財務局長に提出し、2022年3月2日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

[照会先] キャピタル アセットマネジメント株式会社

[電話番号] 03-5259-7401 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

[ホームページ] <http://www.capital-am.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、日本の金融商品取引所に上場している株式等と金上場投信（金ETF）を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

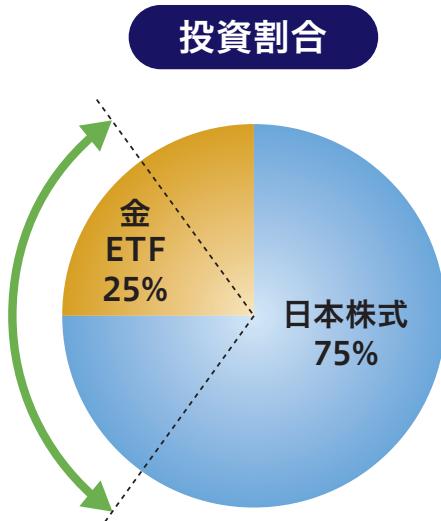
ファンドの特色

1 知的資本日本株マザーファンドを通じて日本株式等に投資することで収益の確保を目指しつつ、金上場投信（金ETF）に直接投資することでリスク低減効果が期待できます。

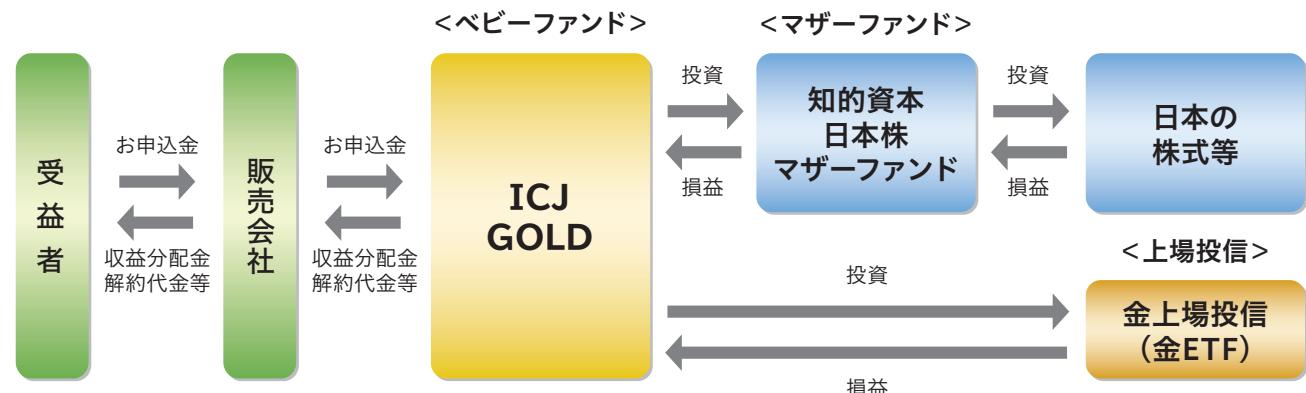
2 知的資本日本株マザーファンドの受益証券と金上場投信（金ETF）への投資割合は、知的資本日本株マザーファンドの受益証券に75%、金上場投信（金ETF）に25%を中心とします。

各資産の期待リターンやリスク、市場環境等によって、上下15%の範囲で決定します。また、投資割合には一定の変動許容幅を設けます。

資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。



〈ファンドの仕組み〉



3 年1回決算を行い、運用実績等に応じて収益を分配

毎年1回（3月15日。ただし休業日の場合は翌営業日）決算を行い、収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

運用プロセス

〈下記は知的資本日本株マザーファンドの運用プロセスです〉

スクリーニングを2段階で実施し、ポートフォリオ組入銘柄を選定します。

■ STEP 1

日本の金融商品取引所に上場している株式の中から、株価純資産倍率等を活用して知的資本が豊富な企業の株式を投資候補銘柄として抽出します。

■ STEP 2

投資候補銘柄の中から、時価総額等を活用して流動性が高い銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。

日本の金融商品取引所上場株式

STEP 1

– 知的資本が豊富な銘柄を抽出 –

投資候補銘柄
約200銘柄

STEP 2

– 流動性が高い銘柄を選定 –

ポートフォリオ
約100銘柄

主な投資制限

- 株式および金上場投信（金ETF）への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建て資産への投資は行いません。

分配方針

年1回（3月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

- 分配対象収益額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。）
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

分配

3月

1月

2月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

* 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本の金融商品取引所に上場する企業の株式および金上場投信（金ETF）など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

主な変動要因

株式の価格変動リスク	当ファンドは、実質的に株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
金上場投信に関する価格変動リスク	金上場投信（金ETF）は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落する場合、金上場投信の価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。なお、円建ての金上場投信（金ETF）に投資するため米ドルに対する為替変動リスクが含まれています。
信用リスク	株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければなりません。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

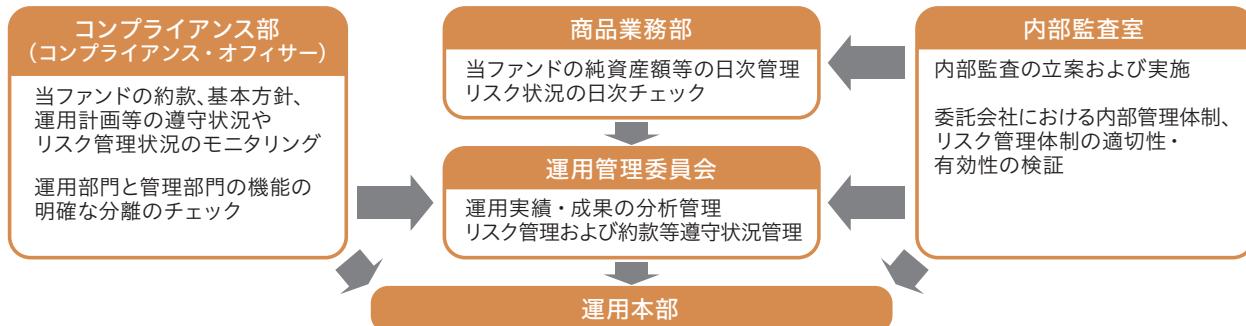
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りとなっております。



※リスクに対する管理体制は2021年12月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

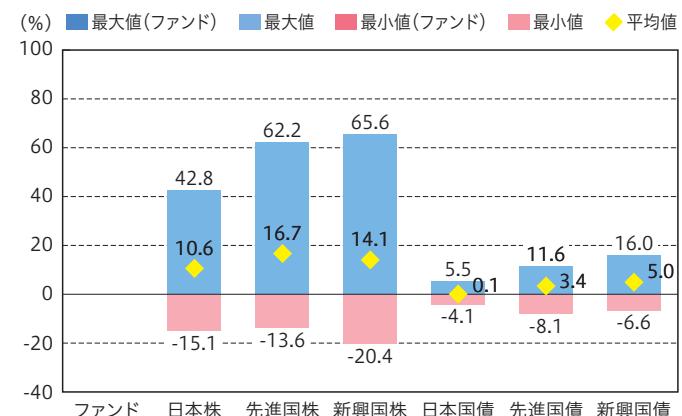
(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは設定前のため、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年1月～2021年12月)



*上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成しました。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドは設定前のため、該当事項はありません。

<代表的な各資産クラスの指標>

日本株：Morningstar日本株式指数
日本国債：Morningstar日本国債指標
海外資産の指標については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標値を使用しています。上記各指標は、全て税引前の利子・配当込みの指標値を使用しています。

<各指標の概要>

日本株：Morningstar日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株：Morningstar先進国株式(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株：Morningstar新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債：Morningstar日本国債指標は、Morningstar, Inc.が発表している債券指標で、日本の国債で構成されています。
先進国債：Morningstarグローバル国債(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指標で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債：Morningstar新興国ソブリン債指標は、Morningstar, Inc.が発表している債券指標で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推奨、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に對し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に關連していかなる義務も責任も負いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せずに、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーチャー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

運用実績

■基準価額・純資産の推移

当ファンドは、2022年3月15日から運用を開始する予定であり、現在、記載すべき事項はありません。

■分配の推移

当ファンドは、2022年3月15日から運用を開始する予定であり、現在、記載すべき事項はありません。

■主要な資産の状況

当ファンドは、2022年3月15日から運用を開始する予定であり、現在、記載すべき事項はありません。

■年間收益率の推移

当ファンドは、2022年3月15日から運用を開始する予定であり、現在、記載すべき事項はありません。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績は、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から0.1%（信託財産留保額）を控除した価額となります。
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社が受け付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入の申込期間	当初申込期間：2022年3月2日から2022年3月14日まで 継続申込期間：2022年3月15日から2023年6月15日まで ※継続申込期間は上記の期間終了前に、有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご解約請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	2022年3月15日(設定日)から2032年3月15日まで
繰上償還	残存口数が1億口を下回ることとなった場合及びこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、償還となる場合があります。
決算日	原則、3月15日(休業日の場合は翌営業日) なお、第1計算期間は2022年3月15日から2023年3月15日までとします。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。
信託金の限度額	当初申込期間： 500億円 継続申込期間：1,000億円
公告	原則、 http://www.capital-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用が可能ですが、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2021年12月末現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	ありません		—
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して 0.1%		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、年2.255%(税抜2.05%)の率を乗じた金額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p> <p>※この他に、投資対象とする上場投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する上場投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。</p>		
運用管理費用 (信託報酬) の配分	支払先	内訳(税抜)	主な役務
	委託会社	年0.50%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年1.50%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
その他の費用・ 手数料	<p>有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。</p> <p>※その他の費用・手数料は、運用状況等により変動するもので、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>		

※ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より「ジュニアNISA」制度が開始しております。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2021年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。